



島原市認知症高齢者等個人賠償責任保険



1、認知症高齢者等個人賠償責任保険とは

認知症高齢者の人などが、日常生活における偶発的な事故により、他人に怪我を負わせるなどの法律上の損害賠償責任を負った場合に、その被害者に支払うべき賠償金を補償する保険のことで、島原市がその保険契約者となり、被保険者（認知症高齢者等）が支払うべき保険料を市が負担します。

2、保険の登録対象となる人

この保険の登録には下記①～④の全てを満たす必要があります。

- ①島原市に住所を有し、住民基本台帳に登録されている方
- ②島原市高齢者等SOSおかえりネットワークに登録されている方
（島原市地域包括支援センターで登録）
- ③本人が在宅生活（※1）している方
- ④市税等の滞納をしていない方



（※1）施設等で生活している人は、この保険に加入できません。

施設等とは、下記のとおりです。

- 1. 介護保険法に規定する介護保険サービスのうち、施設サービス又は地域密着型サービスを利用している方
 - （ア）施設サービス
（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）
 - （イ）地域密着型サービス
（認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設入所者生活介護、特定施設入居者生活介護）
- 2. 医療法に規定する病院または診療所に入院している方
- 3. 次のいずれかの社会福祉施設に入所している方
 - （ア）障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障がい者支援施設等
 - （イ）生活保護法に規定する救護施設又は更正施設
 - （ウ）老人福祉法に規定する養護老人ホーム

3、登録の申し込み

登録を希望する方は、「島原市地域包括支援センター」で、「島原市高齢者等SOSおかえりネットワーク」の登録を行う際に、併せて認知症高齢者等個人賠償責任保険事前登録申請書を提出してください。

4、保険期間

毎年3月1日～翌年2月末（1年間）

※途中加入の場合も翌年2月末までです。

※毎月25日までに申請があった分を翌月1日より登録します。

（例）2月20日受付→3月1日より登録、6月27日受付→8月1日より登録

※この保険は一度登録すると、登録内容に変更が無ければ1年ごとに自動更新となります。

※保険加入期間に施設等への入所などで廃止届を出された方や、更新期間に登録対象外となったことが確認された方は更新されませんのでご注意ください。

5、登録費

年額500円です。

※ただし、申請者の属する世帯が住民税非課税の場合は、登録費は無料となります。

6、補償内容

補償金額：1事故あたり最大1億円 ※示談交渉サービス付き

（被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合、被保険者に代わって保険会社が示談交渉を行います。）

◎賠償事例としては、次のようなケースが挙げられます。

- ・自転車やシニアカーなどに乗っていて、歩行者にぶつかりケガをさせた場合
- ・店舗等で誤って商品や飾り物などを壊してしまった場合
- ・誤って線路に侵入し、電車を停止させてしまった場合 など

7、登録事項の変更届出

保険加入後に、登録事項の変更等、下記のいずれかに該当する場合は、変更・廃止届を提出してください。

- ①死亡した場合 ②市外に転出した場合 ③在宅でなくなった場合
- ④「島原市高齢者等SOSおかえりネットワーク」の登録者でなくなった場合



【お問い合わせ】

島原市 福祉課 地域福祉班

電話：0957-63-1111（内線 276）